

平成27年度第3回宇都宮市個人情報保護運営審議会議事録

1 開催日時 平成28年3月30日(水)
午前10時00分から午前11時20分まで

2 開催場所 宇都宮市役所 14A会議室

3 出席者

会長 A

委員 B

C

D

E

事務局 行政経営部 行政経営課職員

4 会議の状況

(1) 開会

事務局 [開会]

本審議会は、宇都宮市個人情報保護条例に基づき、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、必要な事項を調査審議するものであります。

是非とも、忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。

本日は、電子計算組織の結合に係る諮問案件が1件と特定個人情報保護評価に係る諮問案件が1件の合計2件について御審議いただくほか、個人情報取扱事務の届出に係る事項の御報告がありますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、会議に入らせていただきますが、会議の進行は会長にお願いいたします。

(2) 審議

会長 それでは、早速、審議に入りたいと思っております。

本日は、諮問案件が2件ありますが、進め方としましては、まず、この2件について、それぞれの実施機関から続けて説明していただき、それぞれの質疑応答が終わった後に、まとめて審議をしたいと思っております。

それでは、1件目の平成27年度諮問第2号「証明書コンビニ交付システ

ムの導入」について、実施機関から説明していただきたいと思います。

[実施機関（税制課）入室]

会 長 では、所属とお名前をお願いします。

[実施機関（税制課）自己紹介]

会 長 では、諮問の内容についての説明をお願いします。

[実施機関（税制課）による諮問内容説明]

会 長 ありがとうございます。

前回の審議会において、住民票等のコンビニ交付システムについては審議をいたしました。今回は課税証明書と所得証明書のコンビニ交付システムについての審議ということになります。

それでは、委員の皆様から質問等がありますでしょうか。

C委員 住民票等のコンビニ交付システムについては、前回の審議会で審議して認める旨の答申をしたが、このシステムは既に導入されましたか。

実施機関 現在、システムの構築中でありまして、本年10月を予定しております。

C委員 今年10月に住民票等のコンビニ交付システムの導入があって、それから半年後に税証明のコンビニ交付システムが導入されるということでしょうか。

実施機関 はい。

C委員 栃木県内でも既にコンビニ交付システムを導入している自治体があると思いますが、全国でも99の自治体で導入済みということですが、既に導入している自治体において何か問題や課題はなかったのでしょうか。

また、課題があった場合には、どのように課題を解決したのかということについて把握している情報があれば教えてください。

実施機関 こちらで把握しているものとしては、個人情報情報の漏えいとは直接関係ないと思いますが、本年3月の新聞報道で知り得たものとして、那須塩原市におきまして、本年1月から3月までにコンビニ交付をした税証明書のうち所得証明書の33通について、市長名が前の市長名で交付されてしまったということは把握しております。

この件については、証明書の効力には影響はないということでありませけれども、プログラムのミスといいますか、構築上の誤りがあったと聞いております。

会 長 今の回答に関連してお聞きしますが、那須塩原市においては、今年の1月から3月までの間に33通の利用があったということなのですか。

実施機関 はい。

会 長 コンビニ交付システムの導入の必要性との関係で、既に導入されている他の自治体ではどれくらい利用されているのか知りたいのですが、那須塩原市以外の自治体における利用件数などの利用状況について把握されている数字があれば、参考までに教えてください。

実施機関 他の自治体の利用状況について把握しているものではありません。

会 長 分かりました。

ほかに何か質問等がありますでしょうか。

E委員 別紙1の④と⑤においてはPDFファイルに返還されて、データが送信されるようですけれども、例えば②や③においては、どのようなファイルの種類が送信されるのでしょうか。

実施機関 別紙1のコンビニ交付の手続の仕組みについては、市民は、コンビニのキオスク端末でマイナンバーカードを使用して交付申請をしますので、マイナンバーカードに記録された個人を特定する情報が②や③を経由して事業者データセンターに送信されまして、事業者データセンターの証明書発行サーバからは、その個人に該当する証明書データをPDFファイルに変換して、コンビニのキオスク端末に送信するという仕組みになっております。

E委員 別紙1の②や③については、何らかのデータファイルというよりは、システム上の情報そのものが送信されるようなイメージなののでしょうか。

実施機関 申請の際に、例えば市役所の窓口のように申請書を書いて送信するというのではなく、システム上に入力した情報やその個人の認証データが送信されるということになりますので、申請書をPDFファイルに変換して書面にして送信するということはありません。

最終的な証明書の交付につきましては、別紙3や別紙4のとおり紙の形式で交付しますので、別紙1の④や⑤のところではPDFファイルの形式でデータを送信していくということになりますが、申請につきましては申請書のような形式ではありませんので、PDFファイルのような形式で送信する必要はありません。

E委員 コンビニのキオスク端末から送信するものは、電子ファイルというものではないのでしょうか。

実施機関 電子ファイルを送るということではなく、申請情報をシステムに直接入力するものなので、入力されたテキスト情報がそのまま送信される形式だと思います。

E委員 テキスト情報ということですか。

実施機関 電子メールに例えれば、添付ファイルがないメールの本文そのものということになります。

E委員 その情報を事業者データセンターが受け取って、該当する人の証明書のデータをPDFファイルに変換してコンビニのキオスク端末に送信し、紙の証明書が交付されるということですね。

B委員 E委員の質問に関連して2点質問させていただきます。

1つは、別紙1の②と③の部分では個人情報の改ざんが問題になるのではないかとということで、E委員も御質問されたのではないかと思うのですが、別紙1の④と⑤の部分では、改ざんのおそれはないと思いますが、個人情報の漏えいだけが問題になるということで、2つの問題があるということだと思われま。

そこで、1点目の質問として、別紙1の②と③に関しては、指名された業者における個人情報の改ざんの防止策を教えてください。

それから、2点目の質問ですが、コンビニで税の証明書を交付するというのは非常に便利でありがたいと思いますが、税の証明書の交付を申請するのは、若い人ではなく、ほとんど中年以降の人ではないかと思われるので、キオスク端末の操作に慣れているかどうか分からないから、端末の操作に関して問題が起きたときには、宇都宮市としてどのような体制で対応していくつもりなのか教えてください。

実施機関 まず、個人情報の改ざんの防止策についてであります。別紙1の②の部分にあります証明書交付センターを運営しております地方公共団体情報システム機構がコンビニ事業者と全国一律で契約をする仕組みになっておりまして、その契約の中で、個人情報の改ざんの防止策についても講じられているものと考えております。

B委員 コンビニ事業者において証明書交付センターの広域交付サーバにアクセスして、個人情報を見たり、改ざんしたりすることができるようになっていっているのでしょうか。

コンビニ事業者と証明書交付センターの間におけるセキュリティ対策はどのようなになっているのでしょうか。

事業者データセンターについては、アクセスするのが地方公共団体なので、ある程度信頼できると思うけれども、コンビニ事業者は民間業者なので、証明書交付センターの広域交付サーバへのアクセスをどのように制限しているのか。あるいは、他の自治体においては、コンビニ事業者のアクセスをどのように制限しているのかということについて教えてください。

実施機関 地方公共団体情報システム機構とコンビニ事業者の間の契約については、市は直接関与しておりませんので、コンビニ事業者からのアクセス制限など詳細については把握しておりませんが、地方公共団体情報システム機構において複数のコンビニ事業者との契約を一律の形式で行っておりますので、その契約の中で、情報管理についても詳細に規定していると考えております。

また、コンビニにおいてキオスク端末を操作するのは、あくまでも申請される市民の方でありまして、基本的にコンビニの店員がキオスク端末の操作に介入するというものではないものと考えております。

別紙1の②や③の送信を行う通信回線についても、一般の通信回線を使うということではなく、LGWAN回線を使用いたしますので、外部から改ざんされるということはないものと考えております。

B委員 改ざんだけでなく、名義の詐称、いわゆる「なりすまし」の対策についてはいかがですか。

実施機関 本人確認については、キオスク端末への個人情報の入力だけでなく、マイナンバーカードを使用した電子認証も併せて行うことになっておりますので、いわゆる「なりすまし」も防止できると考えております。

B委員 例えば、何らかの方法でマイナンバーカードを取得した第三者が、そのカードを使用して、本人になりすましてコンビニ交付を受けるということはないのでしょうか。

実施機関 マイナンバーカードを使用する際には、暗証番号の入力が必要となります

ので、カードを取得されただけでは、コンビニ交付を受けるということではできないものと考えております。

いわゆる「なりすまし」を防止するという点においても、マイナンバーカードを使用される方には、暗証番号の設定において基本的には他に知り得ないような番号にさせていただきよう御注意いただきたいと案内しております。

また、何らか理由があって御自分でコンビニに行くことができない方が、信用できる第三者にマイナンバーカードを預けて、暗証番号も教えて、その第三者が本人に代わってコンビニ交付を受けてきてもらうということができないということではなく、第三者が本人に代わって証明書の交付を市の窓口で受ける場合には、通常は第三者への委任の意思を確認するための委任状が必要となりますが、コンビニ交付の場合には、マイナンバーカードを預けて、暗証番号を教える行為が委任状の代わりになるものと考えておりますので、本人からの委任を受けた第三者がマイナンバーカードを使用してコンビニ交付を申請してくれば、交付せざるを得ないものと考えております。

B委員 コンビニ事業者に対する指導や教育というのは、どのように行われているのでしょうか。

実施機関 コンビニ交付につきましては、コンビニに置いてあるキオスク端末を使用して本人が交付申請をするものでありまして、本人がキオスク端末の操作方法が分からない場合に店員が操作方法を教えることはあると思いますが、交付申請そのものについては、基本的にはコンビニの店員は関与しないものとなっておりますので、市としてコンビニの店員に対する個人情報に関する指導や教育を実施するという事は考えておりませんが、各コンビニ事業者においては、キオスク端末の操作方法のほか、コンビニ交付の事務以外にも指導や教育すべきことがあるのではないかとはい思いますので、そのような内容も含めた社員教育は実施されているのではないかとおられます。

B委員 2点目として質問したキオスク端末の操作に関して問題が起きたときの対応についてはいかがですか。

 コンビニ交付の申請者が操作方法に関して困ったときには、端末に附属する電話をとると市役所のコールセンターにつながるとか、コンビニの店員に聞くとか、どのような形のサポート体制がとられるのでしょうか。

実施機関 コンビニの各店舗の店員が、キオスク端末の操作方法が分からなかった場合には、基本的には、各コンビニの本部に相談して対応していくものと考えております。

B委員 宇都宮市だけの問題ではないかもしれませんが、端末の操作方法の問い合わせは多数寄せられるのではないかと思うので、その問い合わせに一つ一つ対応していたら非常に手間がかかってしまうのではないのでしょうか。

コンビニ交付の端末の操作方法に関する教育について、総務省などが実施するようなことはないのでしょうか。

コンビニは全国各地に多数あるので、それだけ便利にはなるとは思いますけれども、一方でトラブルも多くなるのではないかと思われますので、トラブルにどのように対応していくのかについて、総務省などで考えているということはないのでしょうか。

実施機関 本市のコンビニ交付のサービスは始まっておりませんが、他の自治体のコンビニ交付のサービスが始まってからこれまでの間に、事例の積み重ね等によりまして、コンビニ交付のトラブルへの対応についても改善している部分はあるのではないかと思います。

また、コンビニにおきましては、現在では、証明書の交付だけでなく、税金や一般の使用料の収納なども行われておりまして、個人情報の取扱いについても増加しておりますので、コンビニの本部からの指導などがあるものと考えております。

個人情報の漏えいなどがないようにするための契約については、本市とコンビニ事業者が1対1で締結するというのではなく、コンビニ事業者と地方公共団体情報システム機構が締結しているというものになっております。

B委員 2点目の質問の趣旨は、コンビニは全国各地にたくさんあって便利だけれども、トラブルもそれだけ多くなるのではないかとと思われるので、トラブルがあったときの対応を、コンビニ事業者が対応するのか、あるいは自治体が対応するのかということについて考えられているのかということです。

例えば、銀行のATMでも、トラブルに備えて、近くに店員を配置したりしていますけれども、人を配置すれば、それだけ人件費がかかりますから、全国各地のコンビニに自治体の人が配置するようなことは到底できないと思

うので、コンビニ交付に関するトラブルの対応については、コンビニ事業者に任せているということなのでしょうか。

実施機関 トラブルの対応をだれがするのかということについては、そのトラブルの内容によって変わってくるものと考えております。

 証明書そのものの内容や証明書の交付の可否などに関するトラブルにつきましても、本市として対応することになるのではないかと思います。例えば、紙詰まりなどのキオスク端末の操作方法に関するトラブルにつきましても、コンビニ事業者が対応するものと考えております。

D委員 宇都宮市でも、先行的に、税金のコンビニ収納を導入されていると思いますが、コンビニ収納において、トラブルがあったとか、そのトラブルに対して対応した例とかはあるのでしょうか。

実施機関 ありません。

D委員 コンビニ収納においてトラブルがないということは、コンビニ交付においてもそれほど多くのトラブルは発生しないのではないかと考えられるのでしょうか。

実施機関 そのように考えております。

会 長 コンビニ収納で税金を支払うときは、例えば、自動車税の支払いの場合だと、納税通知書をコンビニの店員に提示して、店員に直接支払うことになっていますから、コンビニ交付のように市民がキオスク端末を直接操作して交付するわけではなくて、店員とやりとりします。当然個人情報についても店員が知り得ることになるわけですから、コンビニ収納の方がより個人情報の取扱いに関しては慎重にしなければならないということになるのでしょうか。

実施機関 はい。

C委員 B委員の質問に関連して質問させていただきます。

 現在は高齢者が多く、高齢者は機械操作に慣れていないため、マイナンバーカードを取得したとしても、コンビニのキオスク端末の操作方法が分からず、思うように証明書の交付が受けられないということになるのではないのでしょうか。

 高齢者がキオスク端末の操作方法が分からないときに、果たしてコンビニ

の店員はどの程度まで操作に関与できるのか、どの程度まで指導できるのかということが一番の問題ではないかと思えます。

コンビニの店員が関与又は指導できる範囲又は程度の範囲が明確になれば、個人情報の漏えいの問題は少なくなるのではないかとは思いますが、コンビニの店員の関与又は指導の範囲がどのようになっているのでしょうか。

私は、コンビニでキオスク端末を使用した経験があるけれども、最初は少し戸惑いました。

コンビニの店員に操作方法を質問しても、コンビニの店員は「操作は、自分で行ってください」と言って、一切関与してくれませんでした。

何度かキオスク端末を使用してみても分かったけれども、コンビニ交付についても、コンビニの店員が操作方法の全てに関与してしまうと、個人情報を知り得ることになってしまうので、関与の程度についての判断は非常に難しいのではないのでしょうか。

一番大切なのは、コンビニの店員の関与又は指導の範囲がどのようになっているのかということではないかと思えますが、いかがでしょうか。

実施機関

キオスク端末の操作方法に関するコンビニの店員の関与又は指導の範囲につきましては、例えば、申請時の暗証番号の入力であれば、実際の入力は御本人にさせていただくとして、コンビニの店員が入力前に入力方法を指導するという事はあるのではないかと思えます。

例えば、「各コンビニのキオスク端末のどのボタンを押せばいいのか」とか、「各キオスク端末におけるコンビニ交付のサービスの申請がどの画面から始まるのか」など、各キオスク端末の具体的な操作方法については、本市として対応することは難しいと考えております。

C委員

確かに、キオスク端末の操作方法については、市として対応することは難しいのではないかと思えます。

しかし、コンビニ交付の利用者が、コンビニの店員にキオスク端末の操作方法について教えてもらおうとしても、コンビニ事業者においても、個人情報の取扱いについて非常に慎重になっているから、コンビニの店員は「自分で操作してください。こちらは関与できません」と言って、教えてくれない

のではないのでしょうか。

コンビニ交付については、便利で良いサービスだと思いますが、コンビニの店員側の操作方法への関与の範囲が明確になっていないと、利用者側も利用が難しくなってしまうのではないのでしょうか。

コンビニ交付を既に導入している先進自治体においてどのように対応しているのか分からないし、先進自治体において問題なく運用できているのであれば良いのかもしれないけれども、コンビニの店員側の操作方法への関与の範囲が明確になっていないと、高齢者の中にはキオスク端末の操作が難しいために、市役所に行かないと証明書の交付が受けられないということになって、コンビニ交付が利用されないということになってしまうのではないのでしょうか。

実施機関

コンビニ業界も競争の世界ですから、利用客に対する気配りができる店かそうでない店かによって差別されてしまっただけでは困るので、社員教育には力を入れているのではないかと思います。

例えば、宅配便などをコンビニで受け取ることができるサービスがありまして、先日、私もそのサービスを初めて利用してみたのですが、最初は、コンビニの店員から「発券機で番号を取ってきてください」というようなことを言われて、端末の操作が分からなくて困ってしまいましたけれども、改めて店員に相談したところ、端末の操作方法について手順を追って丁寧に教えてくれまして、番号の発券をして、荷物を受け取ることができました。

このような例もありますので、コンビニの店員にはある程度対応していただければいいのではないかと考えております。

B委員

議論の範囲が広がってしまいましたけれども、コンビニ交付の導入に関しては特に問題はないと思いますが、コンビニ交付の導入は平成29年4月からを予定されているということですので、その導入までには時間がありますから、キオスク端末の操作方法に関するコンビニの店員側の関与の範囲などについても調査していただいて、その情報を蓄積するようにしていただくと良いのではないかと思います。

会長

ほかに質問がなければ、私から2点質問します。

1点目ですけれども、まず、コンビニで証明書の交付申請をして、証明書

の交付を受けたという情報は、市にも蓄積されるのでしょうか。

例えば、誰が、いつ、どのような証明書について、何通の交付を受けたというような情報は、市でも確認できるようになっているのでしょうか。

実施機関 はい。

コンビニ交付を運用している地方公共団体情報システム機構から市に対して、市の証明書について誰が、いつ、何通の交付を受けたという情報がいただけることになっております。

その情報を基に、集計や利用状況の把握もできるものと考えております。

会 長 地方公共団体情報システム機構からもらう情報を基に利用状況の把握をして、今後、どのようにして利用者を増加させるかなどの対策の検討にも活用されるということでしょうか。

コンビニのキオスク端末においては、証明書データはすぐに削除されるということですから、コンビニには個人情報に残らないけれども、市においては利用件数なども把握できる状況にはなっているということでしょうか。

実施機関 はい。

会 長 2点目なのですが、コンビニ事業者や、このシステムに関わるさまざまな機関の関係者が、さまざまな処理をする中で、どのようにして適切に情報を管理していくのかということが議論になっていると思いますけれども、市が直接契約を締結するのは、別紙1の事業者データセンターを運営するシステム事業者のみという理解でよろしいでしょうか。

市と証明書交付センターやコンビニ事業者とは、どのような関係になるのかということが分からないのですが、私の理解では、コンビニ事業者と市は直接の契約関係にはないから、コンビニ事業者の職員に対する研修の詳細な内容などを契約内容に盛り込めるものではないのではないかと考えておりました。コンビニ事業者の職員に対する研修内容などは、実際の契約当事者の契約内容に盛り込むものではないかと理解しているのですが、コンビニ事業者との直接の契約当事者というのは、別紙1においては誰になるのか教えてください。

実施機関 別紙1の証明書交付センターを構築・運営する地方公共団体情報システム機構がコンビニ事業者と直接契約を締結することとなっております。

会 長 地方公共団体情報システム機構と市は直接契約を締結するのでしょうか。

実施機関 地方公共団体情報システム機構と市は直接契約は締結しません。

事業者データセンターを運用するシステム事業者が地方公共団体情報システム機構と直接契約を締結し、システム事業者と市が直接契約を締結することとなっております。

会 長 そのような契約関係の中で、どのように個人情報の保護を確保していくかというのは、それぞれの契約の中で徹底していただくと理解して良いでしょうか。

実施機関 はい。

会 長 ありがとうございます。

ほかに何か質問等がありますでしょうか。

D委員 参考までに1点質問しますが、個人情報の保護という観点ではさまざまな対策が行われると理解しておりますけれども、コンビニ交付を導入する目的となっているサービスの向上と証明書交付事務の削減ということについて、以前審議した住民票などのコンビニ交付の関係では、約3人分の事務費が削減できるという説明だったのですが、税証明のコンビニ交付の関係では、どの程度の人員の事務費が削減できると試算されているのか教えてください。

実施機関 住民票などのコンビニ交付における人員削減効果と併せて試算をしたところによりますと、今後、税証明のコンビニ交付がある程度利用されれば、平成33年頃には、住民票などの交付事務も含め、全体で約5名分の人員削減効果が期待できるのではないかと試算されております。

会 長 ほかに何か質問等がありますでしょうか。

よろしいですか。

〔「特にありません」という人あり〕

会 長 それでは、これで、平成27年度諮問第2号についての質疑は終了します。実施機関は退室してください。

〔実施機関（税制課）退室〕

会 長 それでは、引き続き、2件目の平成27年度諮問第3号「特定個人情報保護評価における全項目評価書に係る適合性及び妥当性」について、実施機関から説明していただきたいと思います。

[実施機関（市民課）入室]

会 長 では、所属と名前をお願いします。

[実施機関（市民課）自己紹介]

会 長 では、諮問の内容についての説明をお願いします。

[実施機関（市民課）による諮問内容説明]

会 長 ありがとうございます。

では、委員の皆様から質問等がありますでしょうか。

B委員 それでは質問しますが、別添1の3ページの(5)のセキュリティ対策については、ほぼ完璧であると思いますけれども、このセキュリティ対策を管理者はどのようにチェックし、検証していくのでしょうか。

また、そのチェックや検証については、組織的に行うのでしょうか。

どのような頻度で行うのかについても教えてください。

個々のセキュリティ対策の内容については問題ないと思いますので、その全体の検証をどのような頻度で誰が行っていくのかということについて教えてください。

実施機関 セキュリティ対策の検証の頻度につきましては、現在のところはシステム自体を構築している段階でありまして、システム事業者との契約を締結したばかりですので、今後、システム事業者と詳細を詰めさせていただく中で、どのような体制で相互にチェックしていくかについて決めていきたいと考えております。

B委員 個人情報のプロテクトのプロセスとしてはほぼ完璧であります。このシステムを悪意の人が運用するようなことも考えて、悪意の人が運用していないかどうかをチェックしなければならないのではないかと思います。

実施機関 前回の審議会における住民票などのコンビニ交付の導入に関する審議のときにも、そのようなヒューマンエラーについての指摘又は指導をいただきましたので、その点については、十分に注意しながら、システム事業者との協議を進めてまいりたいと考えております。

会 長 ほかに何か質問はありますでしょうか。

E委員 実施機関の説明の趣旨としては、マイナンバーが含まれた情報を取り扱う住民基本台帳に関する事務において、証明書コンビニ交付システムによる取

扱いを追加することになったことから、別添1から3までの網掛け部分に変更になったということだと理解しておりますが、網掛け部分に変更箇所該当するということは、何かであらかじめ定められているものなのでしょうか。

別添1から3までの網掛けの部分だけが変更箇所に該当して、それ以外の部分に変更箇所に該当しないということがよく分からないのですが、例えば、別添3の4ページの⑦についても、いずれかの項目は該当するのではないのでしょうか。

実施機関 資料の作成の手順といたしましては、まず、別添2の全項目評価書においてコンビニ交付システムの導入により変更となる部分を修正いたしまして、次に、その変更した部分に関する点検項目について、別添3の点検結果報告書において別添2の全項目評価書の変更点を踏まえて修正しております、別添3の点検結果報告書においてどの部分に変更箇所に該当することになるかについては、別添2の全項目評価書においてどの部分を変更したかということによるものとなっております。

E委員 別添3においてどの部分がコンビニ交付の導入による変更箇所に該当するかは、別添2を確認すれば、自ずと明らかになるということでしょうか。

実施機関 はい。

E委員 分かりました。

会長 ほかに何か質問等がありますでしょうか。

C委員 別添2の再委託に関する記載について質問しますが、別添2の18ページを見ると、既存住基システム修正業務については、富士通株式会社の栃木支店が受託者となっていて、再委託すると記載されているけれども、別添2の19ページを見ると、証明書コンビニ交付システムの開発・保守・運用業務については、株式会社TKCが受託者となっていて、再委託しないと記載されております。

再委託の有無の差異や違いは、なぜ生じるものなのでしょうか。

業務量などによって生じるものなのでしょうか。

実施機関 業務を受託する会社の組織によるものと考えております。

富士通株式会社については、栃木支店が受託者になっておりまして、その下に関連企業があるので、その関係で再委託することになっておりますけれ

ども、株式会社TKCについては、自前のエンジニアが業務の全てに対応するので、再委託はしないということになっております。

C委員 受託する会社の組織の形態によるということでしょうか。

実施機関 はい。

C委員 分かりました。

会 長 ほかに何か質問はありますか。

よろしいですか。

[「特にありません」という人あり]

それでは、平成27年度諮問第3号についての質疑を終了します。

実施機関は、退室してください。

[実施機関（市民課）退室]

会 長 では、それぞれの諮問について説明していただきましたので、早速審議に入りたいと思います。

まず、平成27年度諮問第2号の証明書コンビニ交付システムの導入について、皆様から御意見をいただきたいと思います。

諮問事項としては、電子計算組織については、基本的には外部と結合することは認められていないけれども、例外的に個人情報保護条例第9条第2号による電子計算組織の結合の制限の例外というものに該当すれば結合することが認められることになっておりまして、その例外に該当するかどうかということについては、個人情報の保護が適切に講じられると認められ、さらに、審議会の意見を聞いて、必要があると認めたときには例外とすることができるということになっておりますので、審議会では個人情報の保護が適切に行われているかということと、電子計算組織の結合の必要性があるかということについて、御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

B委員 私は、電子計算組織の結合の必要性については、業務の効率化と市民の利便性の観点から認められるものと考えております。

個人情報保護の適切性については、キオスク端末の操作方法に関するコンビニの店員側の関与の問題など、これからさまざまな問題が出てくるのではないかと思います。このような問題の情報について調査していただければ、認めることとして差し支えないのではないかと思います。

会 長 ありがとうございます。

ほかの皆様はいかがでしょう。

E委員 私も電子計算組織の結合を認めることに賛成です。

確かに情報漏えいということの可能性をゼロにするということにはできないと思えますけれども、電子化というのを我々も問われていると思うのです。

キオスク端末についても、タッチパネルで分かりやすくなれば、高齢者に対しても利便性が増すという可能性もありますし、電子計算組織の結合に関する例外とすることについて賛成します。

C委員 特に異議はありません。

会 長 よろしいですか。個人情報の保護というところについては、非常に重要な部分ですので、対策等は当然講じていただいているでしょうけれども、常にそこについては注意を払いつつ、コンビニ交付システムについては、導入して進めていただきたいということで、諮問第2号については電子計算組織の結合の必要性を認めるということによろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

会 長 それでは、諮問第2号については、そのような方向で答申することといたします。

続きまして、平成27年度諮問第3号の特定個人情報保護評価における全項目評価書に係る適合性及び妥当性についてであります。この諮問につきましては、全項目評価書について審議会の意見を聞くことが義務付けられておりますことから、諮問があったものとなります。

実施機関から説明がありましたとおり、適合性・妥当性について実施機関において全項目評価書を作成した上で、その評価書を自ら点検した結果の報告をいただいております。これらの記載等について何か御意見等がありましたらお願いします。

C委員 別添2の全項目評価書については、平成27年度第1回の審議会で審議しまして、認めることにしたと思えますが、今回の諮問では、前回審議したものに証明書コンビニ交付システムの導入に関する部分を追加したということで、その追加部分についての審議ということだと思いますが、今回追加された部分についても、相応に配慮されていると認められますので、特に異議は

ありません。

会 長 ありがとうございます。
 ほかの皆様もよろしいですか。

 [「特にありません」と言う人あり]

会 長 平成27年度第1回の審議会においては、審議会からの意見聴取の手續自体についての御説明をいただいた上で、全項目評価書や点検結果報告書の内容についての御説明をいただきました。

 今回は、証明書コンビニ交付システムに関する追加があった部分についての審議ということですが、コンビニ交付における個人情報についても適切な措置を講ずるということで、評価書等を作成していただいていると認められますので、諮問第3号についても認めることとしてよろしいでしょうか。

 [「はい」と言う人あり]

会 長 ありがとうございます。

 それでは、諮問第3号についても、そのような方向で答申することといたします。

 以上で、諮問第2号及び諮問第3号に係る審議は終わりました。

 答申につきましては、本日の皆様の御意見を踏まえて、会長一任により作成させていただき、委員の皆様には答申案を事務局から後日送付いたしまして、指定の期日までに内容を確認していただく手順を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

 [「異議なし」という人あり]

 それでは、そのような手順を進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(3) 報告

会 長 それでは、次第の3の報告に移りたいと思います。

 個人情報取扱事務の開始、変更等に係る届出に関する報告について、事務局のから説明をお願いします。

 [事務局報告]

会 長 ありがとうございました。

 それでは、報告に関して何か質問等がありますでしょうか。

C委員

1件質問します。

別紙1の個人情報の取扱いを開始した事務の一覧表の中で、9番の男女共同参画課が所管しているDV等被害者情報管理事務については、事務の目的が「各課が保有するDV等被害者の情報を一元的に管理し、関係課で共有することにより、DV被害者等の居所等が判別できる情報が加害者に漏えいすることを防ぐため」となっているけれども、この趣旨を詳しく教えてください。

また、これに関連して、別紙3の個人情報の目的外利用・外部提供の一覧表の中で、32番から43番までの目的外利用等をしようとする理由についても「DV等被害者の情報を関係各課で共有することにより、DV等被害者の居所等が判別できる情報が加害者に漏えいすることを防ぐため」となっているけれども、別紙1の9番と別紙3の32番から43番までの関係についても詳しく教えてください。

事務局

別紙1の9番についてであります。DV等の被害に関する相談につきましては、男女共同参画課が所管しております女性相談所が主に対応し、被害者の情報を収集しているところであります。別紙3の32番から43番までの各課におきましても、所管事務における相談に対応する中で、DV等の被害者から相談を受ける場合があります。このような場合には、これまでは各課におきましてDV等の被害者の情報を収集し、管理しております。庁内でその情報を共有しておりませんでした。

このような中で、例えば、DV等の被害者の居所等の情報のみを把握して、被害者であることを把握していない所管課に、DV等の加害者が被害者の居所等を調べに来た場合におきまして、庁内の連携ができていないことによりまして、DV等の被害者の居所等の情報が加害者に漏えいすることが懸念されておりました。このような漏えいを防ぐために、今年度、男女共同参画課が所管となりまして、各課の情報を一元的に管理し、その情報のうち各課が必要とする部分についてのみ男女共同参画課が各課にフィードバックするという事務を開始したところであります。

別紙3の32番から43番までの目的外利用につきましては、各課でばらばらに収集し、管理しておりました情報を男女共同参画課に集約するための

ものであります。

C委員　　これまでは、DV等の被害者の情報を各課がばらばらに収集し、管理していたけれども、これからは、男女共同参画課がその情報を一元的に管理することにして、各課は男女共同参画課からその情報をもらって、庁内で共有することにしたということでしょうか。

事務局　　はい。

C委員　　分かりました。大変良いことだと思います。

会　長　　ほかに何か質問はありますか。

E委員　　資料3の届出については、誰に対して届け出るものなのでしょうか。

事務局　　届出につきましては、実施機関が、個人情報を取扱う事務を開始しようとするとき、当該事務を変更したり、廃止したりしようとするとき、又は、個人情報の目的外利用や外部提供をしようとするときに、市長に対してあらかじめ届け出ることとなっております。

E委員　　分かりました。

会　長　　私から1点だけ質問します。

資料3の1の(3)の目的外利用・外部提供のうち外部提供についてであります。資料3の2ページに外部提供に係る事務の類型が記載されておりましたが、別紙3の一覧に記載されているものについては、全てこれらの類型に該当するものとして、審議会に諮問を省略して、外部提供を行ったものと理解しておりますが、これらの類型においては、ただし書で、個人情報の使用目的の制限があるほか、個人の権利利益を不当に侵害するおそれのない場合に限るとされております。

別紙3の一覧に記載されているものについては、いずれもこれらのただし書に照らした上で、類型に該当するものとして対応していただいたと思いますが、各課に外部から提供の依頼があったときに、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるのではないかとということで問題になった事例や、外部提供の依頼があった場合に、結果として提供した又は提供しなかったという情報については、事務局で一元的に把握していたりするのでしょうか。

事務局　　今年度につきましては、正式に書面で警察や裁判所から照会があったもののうち、最終的に提供しなかったものはなかったと記憶しています。

ただし、例えば、裁判所などから子どもの個人情報の提供依頼があつて、その依頼の理由が、離婚の裁判の係争中というような場合には、子どもの個人情報を提供することによって、その子どもに不利益が及ぶことがあるかも知れないということについて、所管課から事務局に御相談いただいた上で、結果として提供するかどうかを判断していただいております。

会 長 外部提供をするかどうかを判断する過程で、ただし書の内容についても議論した上で、対応しているということでしょうか。

事務局 補足いたしますけれども、警察署から数多くの刑事訴訟法に基づく照会がありますが、警察からどのような捜査のために個人情報が必要なのかといった使用目的などの情報について最初から教えていただけない場合があります。そのような場合には、必ず、所管課から警察に対して、どのような捜査の目的で、どのような理由でその個人情報が必要なのかということについて確認をしていただいて、その確認できた内容について、事務局でも精査させていただいた上で最終的に提供するかどうかを判断していただいているところでありまして、警察からも最終的にはある程度の情報は教えていただいているという状況であります。

会 長 ありがとうございます。

提供の依頼があつたら機械的に提供しているということではなく、個別に必要性等を判断した上で、提供していただいているということですから、良い形で運用していただいていると思いますし、引き続きそのような運用を行っていただければと良いのではないかと思います。

ほかに何か質問等がありますでしょうか。

よろしいですか。

〔「特にありません」と言う人あり〕

会 長 それでは、個人情報取扱事務の開始、変更等に係る届出に関する報告についての質疑を終了いたします。

次に、4のその他ですが、何か委員の皆様からありますでしょうか。

よろしいですか。

〔「特にありません」と言う人あり〕

会 長 それでは、事務局から何かありますでしょうか。

事務局 本日の審議会の議事録につきましては，後日準備ができ次第，委員の皆様
に郵送させていただきますので，御確認をお願いいたします。

会 長 それでは，これで平成27年度第3回個人情報保護運営審議会を終了いた
します。

本日はどうもありがとうございました。